

平成31年3月

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

### 労働者賃金等の実態調査（工事）への協力について

日頃から本市行政に対しまして御支援、御協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、本市では公契約に関する施策を総合的に推進する取組の一環として、平成31年度から本市（契約課工事担当）発注工事に従事する労働者の賃金等について実態調査を行うこととしております。

受注業者（元請）には、調査時期が近くなりましたら改めて依頼いたしますが、実態調査は、公契約に係る工事に従事する労働者の賃金実態等を把握し、適正な施策を推進するための基礎情報となるものですので、趣旨を御理解のうえ、調査に御協力いただくとともに、下請契約の受注者の方に対しても協力について御依頼いただくようよろしくお願いいたします。

調査対象となる工事については、入札公告にその旨記載します。

なお、本調査の実施に伴い、「建設工事下請状況等調査」については、そのあり方や目的等を再検討するため、平成31年度の実施は見合わせることにいたします。

1 労働者賃金等の実態調査（工事）について 別紙のとおり

## 労働者賃金等の実態調査（工事）について

### 1 目的

この調査は、旭川市における公契約の基本を定める条例に基づき、市が発注する工事に従事する労働者の賃金実態等を把握するとともにそれを検証し、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保を図ることを目的とします。

### 2 調査の方法 書面による調査とします。

### 3 調査対象工事

旭川市契約課発注の工事で次の項目を全て満たす工事(以下「調査対象工事」という。)入札公告において調査対象工事となることを記載します。

(1) 予定価格500万円以上の建設工事

(2) 4月1日から11月30日の間に1日以上施工期間が含まれる建設工事

元請業者に調査対象工事が複数ある場合は、請負金額の最も高いものを調査対象工事とします。また、元請業者の調査対象工事を複数受注している下請業者（元請業者として調査対象工事のない者）は、そのうち、請負金額の最も高い工事を対象とします。

ただし、上記の対象とする工事に、調査対象となる労働者が従事していない場合は、他に調査対象となる労働者が従事する工事を抽出し、提出していただきます。

(別紙～調査対象工事の例)

### 4 対象となる労働者の範囲

調査対象工事に従事した元請業者及びその下請業者（警備会社を含む。）の労働者であって、調査対象工事の工期中に1日以上従事し、国の「公共工事設計労務単価」に定められている調査対象職種（51職種）に該当する者としてします。

なお、これらの51職種に該当する場合は、常雇、日雇などの雇用形態や日給制、月給制などの賃金形態を問わず調査対象となります。また、見習・手元等や外国人研修生・技能実習生についても調査対象とします。

#### ○対象とならない労働者

- ・ 今回の調査対象職種（51職種）に該当しない労働者
- ・ 役員
- ・ 賃金を経費（材料費、機械経費、燃料代など）込みで受け取っている労働者
- ・ 現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）
- ・ 事務員、給食担当者等の工事に直接携わらない労働者
- ・ オペレータ付きクレーンリースの運転手

※職種の分類は、企業で使用している名称にとらわれず、当該業務の内容により判断してください。

## 5 労働者の賃金等

4月から11月の工期中のうち、任意の1か月間に支給される賃金等から1日（8時間当り）換算での調査となります。

労働賃金単価＝基本給相当額＋基準内手当＋臨時の給与＋実物給与

※算定に必要な基本給や手当等を入力することにより、1日（8時間）賃金を算定できる調査票様式（エクセル）を旭川市ホームページに掲載する予定です。

### ○対象となる賃金等

支払賃金等	例
定期の賃金	
基本給相当額	基本給（定額給），出来高給
基準内手当	現場手当，技能手当，役付手当，精勤手当，有給休暇手当（出来高給制又は日給制の場合）等の任務・能力・就労奨励に係る手当 家族手当，通勤手当，地域手当，住宅手当等の補助的な手当
実物の給与	通勤用定期の支給，食事の支給等
臨時の賃金	賞与（ボーナス等），その他の臨時の賃金等，退職金

なお，社会保険料や税金等を控除する前のものになります。

### ○対象とならない賃金

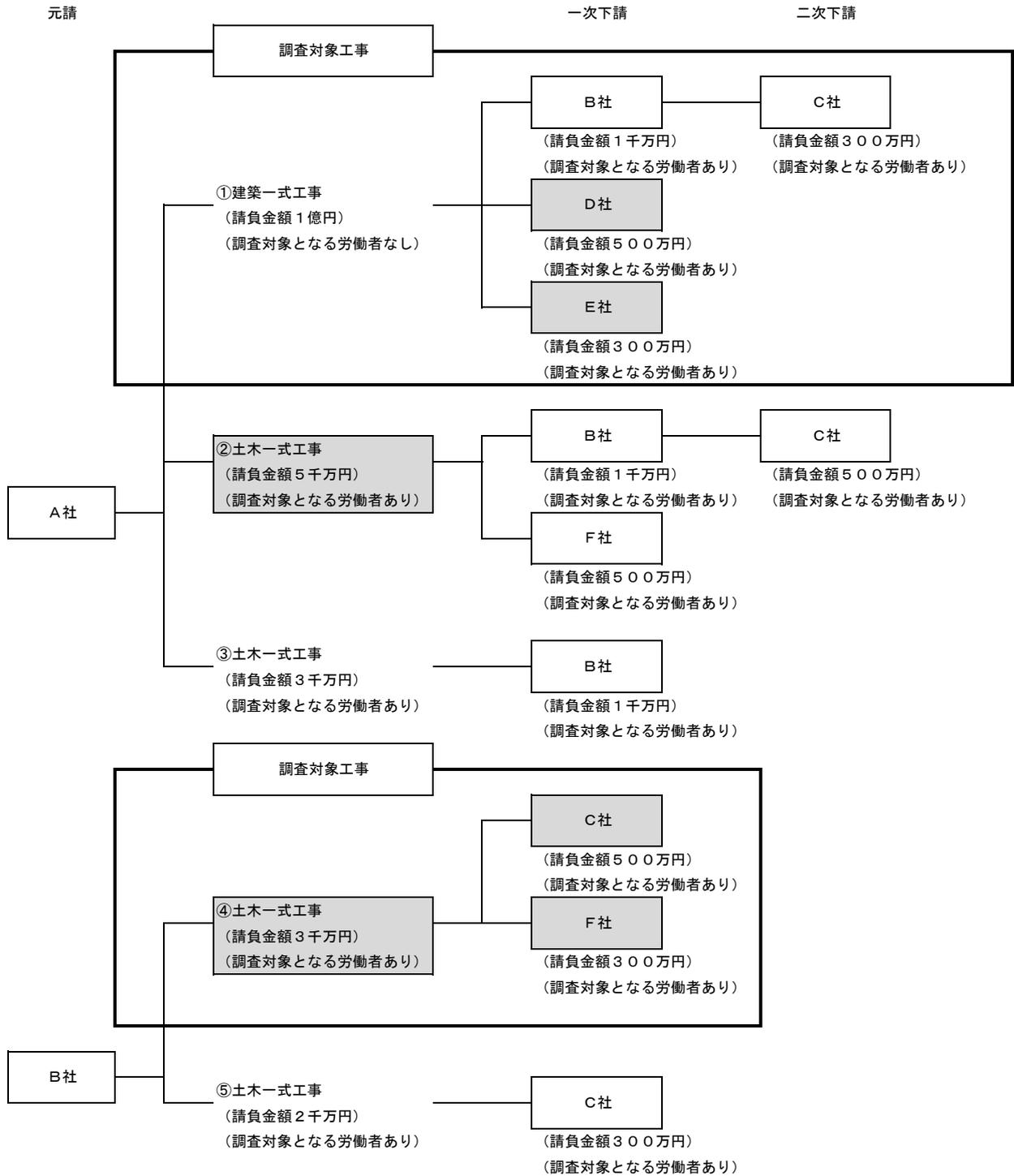
- ・時間外，休日又は深夜の割増賃金や割増賃金の代替として支払われる手当
- ・各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた特殊な労働に対して支払われる手当
- ・仕事がないために労働者を休業させた場合に支払った手当  
ただし，悪天候等の不可抗力により休業した場合に支払った手当は対象となります。
- ・労働者個人が所有する工具・車両の損料，労働者個人が負担した旅費等，本来は賃金ではなく，経費の負担に該当する手当

## 6 調査について

- ・調査時期が近くなりましたら，あらためて元請業者（共同企業体の場合は，代表者）にお知らせします。
- ・元請業者には，調査対象工事の全ての下請業者（警備会社を含む。）に対して，調査への協力を依頼くださいますようお願いいたします。
- ・調査票は元請業者・下請業者ごとに，電子メールにて旭川市契約課へ提出してください。元請業者が，下請業者の調査票を取りまとめていただく必要はありません。
- ・調査の実施時期は11月から12月までを予定しております。
- ・提出いただいた調査票について，記載内容（金額，労働日数等）等に関し，直接電話等で問い合わせをする場合や賃金の額を確認できる雇用契約書又は賃金台帳等の書類を確認させていただく場合がありますので，その際は御協力いただきますようお願いいたします。
- ・この調査の結果は，今後の施策に反映させるため，議会に報告するほか，市のホームページ等で公表する予定です。ただし，個別の受注者名を公表することはありません。

<調査対象工事の例>

□について回答いただきます



※調査対象について

< A社について >

- 1 元請 A社について、請負金額が一番高い①建築一式工事を調査対象工事とします。
- 2 ①の工事に係わるB社～E社が下請として調査の対象となります。
- 3 A社は、①の工事に調査対象となる労働者がいないので、調査対象となる労働者がいる②土木一式工事について回答いただきます。

< B社について >

- 1 元請 B社について、請負金額が一番高い④土木一式工事を調査対象工事とします。
- 2 ④の工事に係わるC社・F社が下請として調査の対象となります。
- 3 B社については、①の工事の下請業者ですが、調査対象工事の④の工事で調査対象となる労働者の回答があるため、①の工事の回答は不要となります。

< C社について >

- 1 C社については、調査対象工事である①④の工事で下請業者となっていますが、請負金額が一番高い④の工事を調査対象とします。